

# 特定非営利活動法人関西韓国学研究所定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人関西韓国学研究所という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、研究者と市民に対して、韓国学に関する情報交換や交流の活性化を図る事業を行い、関西地域の韓国学の定着・発展を促進するために誰もが身近に韓国学に親しむことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 韓国学セミナー事業
- ② 広報活動事業
- ③ 韓国学普及のための調査研究事業
- ④ 韓国学関連団体との交流・連携事業
- ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同し、韓国学普及に関する事業に参加しようとする個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以下
- (2) 監事 1名以上2名以下

- 2 理事のうち、1名を理事長、1～2名を副理事長とし、必要に応じて1名の会長、1名の副会長を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、会長及び副会長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は理事の求めに応じて助言を行う。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任

期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

- 第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
  - 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
  - 4 理事は事務局の職員と兼ねることは妨げない。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

## 第5章 顧問及び相談役

#### (顧問及び相談役)

- 第20条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問は、この法人に功労のあった者、または学識経験者等で理事会の議決を経て選任し、本人の承諾をもって就任する。
  - 3 相談役は、理事長が指名し理事会の推薦により委嘱する。
  - 4 その他、顧問及び相談役に関することは、理事会において決定する。

## 第6章 部会

(部会)

第21条 理事長は、理事会の承認を得て、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の構成員は理事が1名以上参画することとする。
- 3 部会は、この法人の事業遂行を目的とする事項を協議する。
- 4 部会の協議内容は、部会内の理事を通じて理事会に報告する。

## 第7章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から

15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第8章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第12章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	河 正一
副理事長	李 銀淑
理事	平野 華子
同	仲島 淳子
同	尹 惠彦
同	BANG YUNJAE
同	趙 智英
監事	朴 庚卿

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の人会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| (1) 正会員入会金  | なし                      |
| 正会員会費       | 年額 5,000円               |
| (2) 賛助会員入会金 | なし                      |
| 賛助会員会費      | 個人 年額 一口 5,000円 (一口以上)  |
|             | 団体 年額 一口 10,000円 (一口以上) |
| (3) 一般会員入会金 | なし                      |
| 一般会員会費      | 年額 2,000円               |

# 役員名簿

特定非営利活動法人関西韓国学研究所

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	は じょんい 河 正一		無
副理事長	い うんすく 李 銀淑		無
理事	ひらの はなこ 平野 華子		無
理事	なかじま じゅんこ 仲島 淳子		無
理事	ゆん へおん 尹 惠彦		無
理事	ばん ゆんじえ BANG YUNJAE		無
理事	ちょう じょん 趙 智英		無
監事	ぱく ゆぎょん 朴 庚卿		無

# 設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人関西韓国学研究所  
設立代表者 河 正一

## 1 趣 旨

日本国内における韓国に関する知識を得る場として、教育者が実施する韓国語や韓国文化の市民講座、各団体が提供する文化交流などのイベントがあります。一方、研究者が学問知識を共有する場としては、学会や研究会、また大学間の交流があります。しかしながら、これら双方に接点がないため、研究者の学問知識が一般社会に生かされていないことは現代社会の問題と言えます。この問題を解決するためには、一般市民と研究者の学問を通じた交流の機会を作ることが必要です。

そこで本法人は、韓国学に関心をもつ一般市民に対して、韓国学研究者が持つ学問知識を共有し互いの交流の場とする韓国学セミナー事業、ホームページ等を通して韓国学に関連する情報を提供する広報活動事業、韓国学の普及を目的とした調査研究事業、韓国学関連団体との交流・連携事業を行います。これは、社会教育の推進、国際交流の発展に寄与することを目的としています。

大学等の教育機関は老若男女を問わずあらゆる市民を対象とした身近な交流の場とは成り得ず、任意団体は韓国学研究者の活動の場として社会的信頼の確保が難しいという問題があり、特定非営利活動法人の設立が望ましいと考えています。

皆様のご理解と幅広いご支援をお願いいたします。

## 2 申請に至るまでの経過

2025年10月1日	特定非営利活動法人関西韓国学研究所設立を構想
2025年11月11日	発起人会開催
2025年12月21日	設立総会開催

# 初年度事業計画書

成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人関西韓国学研究所

## I 事業の実施方針

設立初年度は、法人としての事業基盤を整備することを目的に、行政機関や民間団体との連携を図るとともに、広報活動にも力を入れ、活動の認知度の向上と利用者の拡大を目指す。また、活動内容に関するマニュアルを作成し、内部体制の整備も進める。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 韓国学セミナー事業

【内 容】 市民と韓国学研究者の学問的知識を通じた交流の場を提供

【実施場所】 大阪府大阪市城東区森之宮2丁目1番132号  
大阪公立大学・森之宮キャンパス

【実施日時】 第2土曜日：13～15時（計6回）

【事業の対象者】 一般市民

【収 益】 90,000円

1人あたり利用料500円/回×6回×30人

【費 用】 138,000円

賃借料（会場使用料）10,000円/回×6回

諸謝金（講師料）10,000円/回×6回

消耗品費1,000円/回×6回

印刷製本費1,000円/回×6回

雑費1,000円/回×6回

#### (2) 広報活動事業

【内 容】 ホームページ等を通して韓国学に関連する情報を提供

【実施場所】 大阪府大阪市城東区森之宮2丁目1番132号  
大阪公立大学 森之宮キャンパス

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 一般市民

【収 益】 0円

【費 用】 15,000円

通信運搬費（レンタルサーバー・ドメイン）15,000円/年

#### (3) 韓国学普及のための調査研究事業

活動に基づき検討する。

#### (4) 韓国学関連団体との交流・連携事業

活動に基づき検討する。

#### (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

活動に基づき検討する。

# 翌年度事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人関西韓国学研究所

## I 事業の実施方針

翌年度は、初年度の活動を通じ明らかになった課題を改善しつつ、引き続き他機関との連携や広報活動を継続し、認知度の向上を図る。また、活動内容の更なる充実を目指し、初年度の実績をもとに寄付の募集や助成金申請にも取り組んでいく。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 韓国学セミナー事業

【内 容】 市民と韓国学研究者の学問的知識を通じた交流の場を提供

【実施場所】 大阪府大阪市城東区森之宮2丁目1番132号  
大阪公立大学 森之宮キャンパス

【実施日時】 第2土曜日：13～15時（計8回）

【事業の対象者】 一般市民

【収 益】 120,000円

1人あたり利用料500円/回×8回×30人

【費 用】 184,000円

賃借料（会場使用料）10,000円/回×8回

諸謝金（講師料）10,000円/回×8回

消耗品費1,000円/回×8回

印刷製本費1,000円/回×8回

雑費1,000円/回×8回

#### (2) 広報活動事業

【内 容】 ホームページ等を通して韓国学に関連する情報を提供

【実施場所】 大阪府大阪市城東区森之宮2丁目1番132号  
大阪公立大学 森之宮キャンパス

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 一般市民

【収 益】 0円

【費 用】 15,000円

通信運搬費（レンタルサーバー・ドメイン）15,000円/年

#### (3) 韓国学普及のための調査研究事業

初年度の活動に基づき検討する。

#### (4) 韓国学関連団体との連携事業

初年度の活動に基づき検討する。

#### (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

初年度の活動に基づき検討する。

# 初年度活動予算書

特定非営利活動法人関西韓国学研究所

成立の日から2027年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	20,000	
一般会員受取会費	20,000	90,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
韓国学セミナー事業収益	90,000	
広報活動事業収益	0	90,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		180,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	
(2) その他経費		
賃借料	60,000	
諸謝金	60,000	
消耗品費	6,000	
印刷製本費	6,000	
雑費	6,000	
通信運搬費	15,000	
その他経費計	153,000	
事業費計		153,000
2. 管理費		
(1) 人件費	0	
(2) その他経費	0	
管理費計		0
経常費用計		153,000
当期経常増減額		27,000
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		27,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		27,000

# 2027年度活動予算書

特定非営利活動法人関西韓国学研究所

2027年4月1日から2028年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	20,000		
一般会員受取会費	20,000	90,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
韓国学セミナー事業収益	120,000		
広報活動事業収益	0	120,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			210,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
(2) その他経費			
賃借料	80,000		
諸謝金	80,000		
消耗品費	8,000		
印刷製本費	8,000		
雑費	8,000		
通信運搬費	15,000		
その他経費計	199,000		
事業費計		199,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
(2) その他経費	0		
管理費計		0	
経常費用計			199,000
当期経常増減額			11,000
<b>III 経常外収益</b>			
経常外収益計		0	0
<b>IV 経常外費用</b>			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			11,000
前期繰越正味財産額			27,000
次期繰越正味財産額			38,000